住宅・建築物安全ストック形成事業（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

国土交通省

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- 災害危険区域（建築基準法）　※水害に係るもの
- 地区計画の区域（都市計画法）　※水害に係る建築制限が定められたもの
- 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業（②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある
・建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること
・建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること
※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む

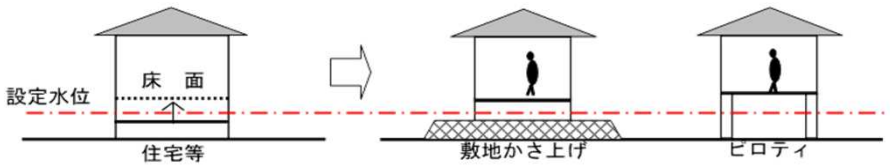

交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1／2	計画策定費の1／3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2／3（45,000円／棟を上限）	
	地公体	調査費用の1／2（45,000円／棟を上限）	調査費用の1／3（45,000／棟を上限）
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限）	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 地域防災計画において防災拠点（避難場所等）に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2／3
	地公体	―	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1／3

※1：280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※2：次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
　イ　令和3年度以降に新たに指定された区域
　ロ　立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等（土地利用等に関する対策を記載するものに限る）を定めている地方公共団体の既存区域
※3：居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※4：建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R７年度までに行う事業が対象。
ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象